

鳥取県告示第663号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市槇原字キワ谷1011の2、1013の3、字下小谷1018の2、字畑ノ谷1022の1、1027の1、1028、字大谷口西添1033、1035、1036、字キリサキ口東添1061、字牧谷口1067、1067の1、字大谷口東添1090、字上ノ山1099の4、字奥谷奥1212、字鱒谷奥1236の1（次の図に示す部分に限る。）、1236の3、1237の1（次の図に示す部分に限る。）、1248の1、河内字道免1312、1314、字小山葵1323の1、1323の2、字大山葵1324

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市槇原字牧谷口1068の2、1069の2、字牧谷奥蔭平1079の2、1082の2、字鱒谷奥1263の1から1263の3まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大山葵1325から1328まで、1329の1、1329の6から1329の13まで、1329の16、1329の18から1329の22まで、1329の25、1330、1331、1331の1、1333・1334（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大山葵シャリ谷奥1332、字間賀谷1458の28、1458の30から1458の33まで、1458の36、1458の37

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)